

令和４年度 第３回岩美町国民健康保険運営協議会 議事概要

開催年月日	令和４年７月２２日（金）
開催場所	岩美町役場 ２階 ミーティング室
出席委員	村上委員 森田委員 山本委員（会長） 西浦委員 中島委員 岡田委員
欠席委員	船木委員 橋本委員 藤田委員 尾崎委員 奥田委員 永美委員
職務出席者	鈴木税務課長、田村税務課課長補佐、松本住民生活課長、広富保険係長
開会	午後４時００分
記録	広富保険係長
審議事項	国民健康保険税算定方式の見直しについて
審議の経過	
事務局	あいさつ
会長	あいさつ
事務局	そうしますと、議事の進行は会長が議長になるということになっておりますので、以降の進行は山本会長の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	それでは日程に従いまして、議事録署名人ですけど、西浦さんと中島さんとなりますけども、よろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	ではよろしくお願いいたします。 それでは議事に入らせていただきます。 一番目、国民健康保険の保険税算定方式の見直しについて、今日のメインですけど、事務局の説明をお願いいたします。
保険係長	国民健康保険税算定方式の見直しについて
会長	パターンによる特色、特徴を説明をしていただきました。質問なりご意見なりありましたらお願いします。数字ばかりで難しいですが。 いずれにしてもどこかで１０％分を負担しないといけないということなので、次の施策の説明になると思うんですけど、どこをお願いするかということだろうと思います。
事務局	５ページと６ページの分布図で見ていただくと、増になる部分で、分布の形が特徴的に見えるかなと思うんですけど、パターンＡのほうは、所得割が増えますので、所得に応じて税額が増えていくという感じになります。６ページのほうは、均等割や平等割が増えてくるので、みんなで負担するという形で、所得が少ない人のところも増額になるかたが多くなる、このへんが大きな特徴になるかと思います。
会長	Ｃ、Ｄは率を変えただけで。
事務局	そうですね。真ん中を取りましようということになれば、Ｃ、Ｄのあたりで。
会長	だいたい、理解していただきましたでしょうか。１０％分をどこをお願いするかというのを、パターンによって、赤いところの分布を見ていただければ分かるでしょうか。 次に進ませていただいてよろしいでしょうか。今度は具体的な話になってくると思います。では、次をお願いします。

事務局	そうしましたら、パターンを示させていただきましたが、町はどういうふうに考えているか、というところを説明させていただきたいと思います。 町のほうといたしましてはこのパターンで言いますと、Aパターンのほうを提案というか、考えていきたいなというふうに思っております。 と言いますのが、今の現状が、応能・応益が50対50ってところがございます。その中の10%が資産割になってくるんですけども、先ほど説明の中でも、どちらを取ってもメリット・デメリットが出てくるところもあります。ですので、基本路線というか、基本的な50対50というのは変えずに行きたいなというふうに思っております。 それとあわせて、応益の中の、ここでいうと35対15、7対3になりますけども、こちらの方も現状の7対3という格好で、今の割合を基本としたいというふうに考えております。 そうなったときに、どうしても所得割が増えていくような格好になる、10%がそのまま乗って50になるわけですので、所得が高かたに、影響が大きいということになりますので、その負担を段階的になりますけども、軽減するというか、一気に上げるのではなくて、段階を踏んで、50に持っていったらどうだろうというふうに考えておるところです。それが今日お配りした資料のほうに、一つの案として示させていただいているというところでございます。 例えばCとかDとか、折衷案にしたときに、じゃあそこを何パーセント・何割したらいいんだっていう根拠もなかなか難しいところもあるので、先ほど申しました、今の決め方50対50、7対3のところは崩さずに、負担が大きくなるところにフォローするという考えかたで、提案を考えておるところでございます。
事務局	国民健康保険税の算定方式（案）
会長	はい。説明が終わりました。質問ありましたらお願いします。
事務局	あともう一つ、前回もお話したんですけども、今後、この国保の税・料に関しては、県下統一っていうのを目指しておるところです。ただその時期は、まだいつからっていうのは決まっていなくて、県の方も令和5年度にそういうスケジュール感っていうか、そういうのをどういうふうにしていかっていうのを令和5年度中に決めていくっていうような段階です。最終的に率がどうなるかというのは分からない。 で、一番最後の10ページのところにそれぞれの市町村のところもつけておりますけども、本当にそれぞれの市町村がまちまちで、大元で言えば、よく50対50であったり7対3というのが基本になってるんですけど、3方式のところや4方式もあったりして、ここがなかなか調整ができていないという現状があるところなんです。 それぞれのところの考え方だったり、その所得の状況だったり、人数だったりいろいろ違うので、一律にどうするっていうことがなかなか難しい。 そういうところの中でも岩美町としては基本となる50・50とか、7対3というのを、現状維持というか、現状で考えていきたいということも一つあります。 どちらにしても、何年か後には県に合わせたような格好になっていくんだろうなというところなんです。

会長	3方式になるでしょうということと、それぞれの所得割、均等割のところも同じような率で検討していくということですね。 今までの経過の中でそれぞれの市町村が変化を求めて、当初は50・50だったでしょうけど、だんだん町の実情に応じて率が変わってきたんでしょうから。まだ県下統一されていない。
事務局	県が保険者になったのが平成30年度からなので、今年で5年目。
会長	皆さんのほうからも、これがいいというのはなかなか出てこないのでしょうけども、説明の中で疑問な点がありましたら。
事務局	例えばこのパターンAっていうのにした場合ですね、最終的なイメージとしては、初めの資料5ページの分布を見ていただくと、所得の高い人にはなるんですけど、5万円以上増える方も、それなりにあります。中には10万以上というかたも8人とか。これはたまたま4年度の基礎数値で計算するとこの人数ということですけど。 例えば、10万円以上増える方で、年税額が50万円から60万のかたでも4人の方が10万以上増える。
会長	4人ですか。
事務局	4世帯です。このあたりをご理解いただけるかどうか。所得があるから、それだけ増えても、お願いしますね、ということ。 この辺の増える減るが、所得と資産のバランスによって変わってしまう。
会長	全体では10万円以上増える家が、今の試算では8世帯ありますと。
事務局	所得の資産もあるかたの場合は、資産の部分が減るので、所得の部分が増えても、あまり極端には増えないかもしれない。
会長	所得だけになると、増えてくるわけですね。
事務局	そういうことで、パターンAを良しとしていただけるだろうか。 もう一つは、税率の部分で経過措置をもうけてるんですけども、これは所得のある方全員に、その所得割の部分で経過措置がもうけられるんです。税額全体の税額が増えるとか減るという部分ではなくて、所得割の部分だけで考えているので、中には資産割も今までかかってた人が資産割が減った分、税額が減る可能性があるんですけど、そのかたに対しても所得割がかかる部分を、経過措置をもうけて基金を充てさせていただくということもありますということを、承知しておいていただきたい。
会長	10%を2.5%ずつ4年で戻しましょうということですね。4年後には50・50になりますよということですね。 どうですか、皆さん。 補填分は、基金で、今の試算では3年間で3,800万基金を使いますと。
委員	基金の残高は大丈夫なんですか。
事務局	基金としては、今現在としては2億円ありますので、例えばこれだけで3,800万を使ったとしても、もつかなというところですけど。ただ全く基金を全部ゼロにするっていうわけにいかないの。この程度は十分配慮できるのかなと。

	先ほど申しました県下統一するという時にも、何かしらどういう調整をしていくかっていうことも出てくるので、それ用には持っておきたいっていう気持ちもありますけども。 議会やそういうところにも、3方式に向かっていくにあたって、基金を取り崩すというか、そのために基金は必要ですっていう話はさせてもらってますので。
委員	激減緩和措置としてね、4年間でということで、大変いいアイデアだと思います。 一気に上がるということはないので、負担感をですね、やわらぐというふうに思います。 その内、県の統一した割合で徴収されるということになるわけですね。
会長	その方針を出すのは、5年中には何とか出したいという。
事務局	方針というか、スケジュールみたいな、どういうふうに進めていくかっていうやつを、令和5年度中には決めていきたいと、県全体では話をしてるんで、その後、先ほど10ページにあったような、この各市町村を、どうやって調整していこうとか、っていうような話も出てくるのかなと。
委員	ちょっと、簡単なことなんですけど、経過措置が終わった場合、3,000万出した場合、その経過措置で補填するわけなんですけども、その後終わった場合は、50・50になって、0・0になるということですか。どういうふうになるということですか。経過措置が終われば、その補填は、今して、皆さんがその増額に対して安心はできるけど、補填した後、経過措置が終わった後は、個人的には負担額は変わらずということですか。
事務局	所得状況が同じで、税率を同じレベルを維持させていただければ、その後はあまり変わらないということになると思います。
委員	変わらずで、そのまま町も補填をしなくていいことになるんですか。
会長	結局50・50に戻るということです。 どうでしょうか。よろしいでしょうか。
事務局	そうしましたら、今のご意見の中では、一応、この町の進め方でも、っていうような感じなのかなというふうに思っておりますが、今度また議会の方も同じように、ここでの運営協議会の中での話だったり、今日の話とかを、また説明をさせていただく中で、またもしかしたらちょっと、こうがいいっていう話もあるかもしれませんけども、一応、改めて運営協議会として、ここに諮問というような格好で、こういうふうな提案をさせていただいて、答申をいただくという格好になるのかなあというふうに思います。 順番としては、今後のこととしては、今考えておりまのは、今度ある議会の委員会のようところで、先ほど言った説明をさせていただいて、そういうところの意見も踏まえて、最終的に町はこういうふうにしていきたいというのを諮問していければなというふうに思ってますので、よろしくお願いいたします。 ですのでもし今日、この時間で分からなかったりすることがあれば、また改めて個別にでも話をさせていただければな、というふうに思いますので、よろしくお願いいたします。
会長	町議会のほうに説明をして、それぞれの意見を聞きながら、町としての統一的な案をもう一度諮問を受けることになるということですので。

事務局	前回のときの資料にも示させていただいたんですけども、一応、3方式に向かいたいのは、5年度から迎えたいということの中で、12月の議会に条例改正だったりっていうのを上げていきたいなというふうなスケジュール感でいますので、それまでにもう一度、諮問とか答申という格好にできればと思いますので、よろしくお願いします。
会長	よろしいでしょうか。今後またお集まりいただき、最終的には諮問を受ける会議がありますので、分からないところがあったら、事務局の方に聞いてもらったりするようお願いしたいというふうに思います。
事務局	そうしましたら、大きい日程のほうでいくと、5のその他の方に移らせていただければと思うんですけども。 委員の皆さんでこの見直しに限らず、何かご質問だったり、ご意見とかとかございましたらと思いますけれども。 よろしいでしょうか。 今日はちょっと尾崎先生がいらっしゃらないのでコロナの話や病院の話はできないところがありますけど。
会長	前は水曜日だったもんですからね、藤田先生も来てもらったけど。
事務局	よろしいでしょうか。 そうしましたら、以上で運営協議会の方は終わらせていただきたいと思います。 また、先ほど申しましたように議会との話とかの中で、ご相談させていただくことになる場合もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。 本日はどうもありがとうございました。
閉会	午後4時55分